

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示  
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 一七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一七
- 公告  
県営土地改良事業の工事が完了した件 一七
- 随意契約の相手方を決定した件 一七
- 福島県選挙管理委員会  
不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 一七

## 告 示

### 福島県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年八月十六日から同年十二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号
- 二 変更した事項  
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 中野 武夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

(変更後) みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 飯盛 徹夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

(変更後) 合同会社西友

職務執行者 ミツチエル・ウエイン・スレーブ

東京都北区赤羽二丁目一番一号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十九年四月三日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成三十年二月二十四日

届出年月日

令和元年七月二十九日

四 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

五 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年八月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケヨーデイツー郡山安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
- 二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

## 公 告

## 公告第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、安達東部地区に係る県営広域営農団地農道整備事業の工事は平成二十二年三月二十四日完了したので公告する。  
令和元年八月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

## 公告第81号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年8月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ゲルマニウム半導体検出装置 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年7月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ミリオンテクノロジーズ・キャンベラ株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号浅草橋ビル
- 随意契約に係る契約金額  
179,300,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

（入札用度課）

## 福島県選挙管理委員会

## 福島県選挙管理委員会告示第三十一号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

令和元年八月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変 更 前	財団法人ときわ会常磐病院
変 更 後	公益財団法人ときわ会常磐病院
変 更 年 月 日	平成二六年四月一日